

平成18年5月16日

各位

会社名 日本精機株式会社
代表者 代表取締役社長 永井 正二
(コード番号 7287 東証第2部)
問合せ先 取締役総務部ゼネラル・マネジャー
山崎 隆一
TEL (0258)24 3311

内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長によるコンプライアンス宣言を受け、コンプライアンス行動指針を制定し、全役職員が常時携帯する冊子に掲載し周知することで、全役職員に法令及び社会倫理遵守の精神を醸成しているが、法令及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを、さらに徹底する。
- (2) コンプライアンス・オフィサーに役付取締役を任命し、コンプライアンス委員会を設置している。当該委員会では、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めており、重要な問題点について審議し、その結果を取締役に報告する。各業務担当取締役は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクの分析と対策を行っているが、より一層の質向上を図る。
- (3) 使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合に、すみやかに報告できるコンプライアンス相談・提案窓口をコンプライアンス委員会に設けており、相談・提案を受けた当該委員会は、その内容を調査し、担当部門と再発防止策を協議・決定しており、かかるシステムが、より活発に利用されるよう周知する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下文書等という）に記録し保存及び管理することを徹底する。
- (2) かかる文書等を、取締役及び監査役は常時閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。
- (2) リスクマネジメント・オフィサーに役付取締役を任命し、リスクマネジメント委員会を設置している。当該委員会において、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応を行っており、これをさらに徹底する。
- (3) 新たに生じたリスクについては取締役会において、すみやかに対応責任者となる取締役を定めるとともに、担当部署を定め対応する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 組織分掌規程や職務権限規程といった職務権限・意思決定ルールに則り職務を行っている。
- (2) 更なるスピード経営を目指すため役付取締役で構成される経営会議を設置し、重要案件を迅速に審議し取締役会に上程する（現常務会を再編し経営会議と改称する）。
- (3) 取締役会は中期経営方針に基づき単年度事業部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期業績管理を実施している。

5．当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社経営企画管理部、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会は、当社及びグループ各社の内部統制の構築を進めるとともに、関係会社連絡協議会を通じて情報の共用化を図る。
- (2) 今後、当社に業務監査室（仮称）を設置し、当社及びグループ各社の内部監査を実施する。その結果を取締役に報告し、関係各部門は必要に応じて、内部統制の改善を実施する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに、その使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役室を設置し、専属の使用人を配置している。当該使用人は監査業務を補助するものとする。
- (2) 監査役は当該使用人を教育・育成し、レベルアップを図るものとする。
- (3) 当該使用人の人事評価は2名以上の監査役により行われるものとする。
- (4) 当該使用人の人事異動及び懲戒に処する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査役会の承諾を得るものとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役会など重要な会議の議事録を閲覧した上で、不明点があれば取締役に報告を求めることができる。
- (2) 取締役及び使用人は、次に定める事項に該当する場合は、監査役に報告する。
 - 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 経営状況として重要な事項
 - 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - 重大な法令・定款違反
 - コンプライアンス提案相談窓口の通報状況及び内容

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会と経営会議との間で、監査役会の年間計画に基づき、年に2回程度、意見交換会を設定する。
- (2) 監査役会は、会計監査人との間で、定期的に意見交換会を開催している。

以上